

請負工事契約および変更内容

課 名 教育総務課
担当業務 施設整備

契 約 名	能義小学校リフレッシュ工事にかかる監理委託業務		
施 行 場 所	安来市飯生町	概要	
		建築・設備工事監理一式 (外壁改修、内装改修、機械設備改修)	
種別及び概要	種別 工事監理業務		
随意契約の理由	別紙のとおり		
契約の相手方	所在地 名称 代表者	安来市広瀬町広瀬666-7 太田一級建築士事務所 代表 太田 仁志	
契 約 金 額	2,505,600円	着手 契約締結日の翌日	完成 平成26年9月16日

第 回	変更金額	変更前	変更後
	1 変更理由		
	工 期	変更前	変更後

第 回	変更金額	変更前	変更後
	2 変更理由		
	工 期	変更前	変更後

第 回	変更金額	変更前	変更後
	3 変更理由		
	工 期	変更前	変更後

第 回	変更金額	変更前 円	変更後 円
	4 変更理由		
	工 期	変更前 平成 年 月 日	変更後 平成 年 月 日

随意契約理由書

当該工事の設計委託業務は、見積指名業者が落札し、既に業務が完了している。本件監理業務については、設計者である見積指名業者が工事監理を行うことによって、下記の点で有利となる。

- 1．建築物に対して設計の意図を工事へ正確に反映させることができる。
- 2．設計業務及び監理業務を同一者と契約するため、責任の所在が明確となる。
- 3．設計者と管理者が異なる場合に生じる設計者との協議を省くことができる。

このため、工事監理者の選定について、その性質又は目的が競争入札に適さないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用するものである。